

4 安否の確認

| 方法(例) | 管理組合の備え | 各家庭の備え |
|----------------|---------|--------|
| 居住者名簿の作成、更新を行う | ■ | — |
| 身の安全を確保する | — | ■ |
| 安否確認方法を定める | ■ | — |

(1) 居住者名簿の作成、更新を行う

○居住者の安否確認のため、居住者名簿を作成しましょう。また、賃貸で入居されている方の情報も含め、定期的に更新する必要があります。

○名簿作成・更新の負担を軽減するために、①名前、②年齢、③災害時要援護者の有無、④緊急連絡先等、最小限の情報を集めることも考えられます。

○入居者の同意が得られた場合は、あわせて勤務先や医師・看護師・設備技術者等、災害時に支援をもらえる方の情報を入手できるとなお良いでしょう。

○名簿の保管方法など、個人情報の取り扱いのルールについても決めておきましょう。

(2) 身の安全を確保する

○まずは自分自身や家族の安全を確保してください。その上で、可能な範囲で各階やマンション全体の安否確認や救助活動に参加しましょう。

(3) 安否確認方法を定める

○管理組合が行う居住者の安否確認方法について決めておきましょう。

○管理組合から安否確認ステッカーを事前に配布しておきます。避難の際に、各自が安否確認ステッカーを玄関に貼ります。自主防災組織の各フロアの担当者は、玄関のステッカーによって被災状況を確認し、被災状況に応じて救助にあたります。さらに、マンションの避難場所において、最終的な安否確認を行います。

在宅者が無事な時は、このステッカーを玄関に表示してください。

在宅者無事です

在宅 名

確認時刻 時 分 確認者

助けが必要な時は、このステッカーを玄関に表示してください。

助けが必要です

在宅 名 負傷者 名

救助を完了した時は、救助しました を○で囲んで時刻を記入してください。

救助しました

救助時刻 時 分 救助者

「安否確認ステッカーの例」

緊急時の行動についての確認

- 各家庭で、緊急時の行動を話し合っておきましょう。
- 大規模な災害時には、一般電話や携帯電話の通話が制限されます。NTTの災害伝言ダイヤルや携帯電話の災害伝言板を活用して、家族や友人に連絡しましょう。

①災害伝言ダイヤル 171

NTT西日本（一般電話：音声）

「171」をダイヤルし、ガイダンスにしたがって伝言を登録・再生できます。

②災害伝言板

安否情報を登録すると、家族や友人が携帯電話やパソコンから確認できます。詳しくは、各社のホームページなどをご覧ください。

※これらのサービスは、毎月1日と15日、正月三が日（1月1日～1月3日）、防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）に体験利用ができますので、災害発生に備えて利用方法を事前に覚えておきましょう。
（市民防災マニュアル、平成27年8月、大阪市危機管理室）

5 救出救助

| 方法（例） | 管理組合の備え | 各家庭の備え |
|--------------|---------|--------|
| 救出救助資器材を備蓄する | ■ | — |
| 消火器具を設置する | ■ | ■ |

（1）救出救助資器材を備蓄する

○地震の揺れで家具等が転倒し、住戸内の避難経路がふさがれたり、玄関扉がゆがんで開かなくなることがあります。閉じ込められた人を外から救出できるように、下記のような救出救助資器材を備蓄しましょう。

救出救助資器材（例）

- ・ パール、ジャッキ、ハンマー、のこぎり、ペンチ、シャベル、脚立
- ・ 救助用ロープ、布担架、階段運搬車、ヘルメット …等

○救出救助資器材はマンション周辺の自治会等に貸し出しを行うなど、周辺住民の方を救出することにも活用しましょう。

（2）消火器具を設置する

○出火による延焼を防ぐために、消火器具（消火器、消火剤等）を設置しましょう。

6 身体へのケア

| 方法(例) | 管理組合の備え | 各家庭の備え |
|---------------------|---------|--------|
| 救急箱を常備する | ■ | ■ |
| AED(自動体外式除細動器)を設置する | ■ | — |

(1) 救急箱を常備する

○管理組合や各家庭において、災害時の負傷や災害後の生活に備えて救急箱を常備しましょう。

- ・常備薬、包帯、ガーゼ、絆創膏、消毒液 …等

(2) AED(自動体外式除細動器)を設置する

○AED(自動体外式除細動器)をマンションの共用部に設置しましょう。

○設置した場合は、防災訓練の際に最寄りの消防署に依頼すれば、普通救命講座を行うことができます。入居者がAEDの使用方法や応急手当の方法等を把握できるようにしましょう。

参考

AED(自動体外式除細動器)

AEDとは、自動体外式除細動器の略称で、簡単で安心・安全に電気ショックを行うことができるように作られた医療機器です。平成16年7月から医師や救急救命士以外の方でもAEDを用いて電気ショックを行うことが認められました。元気だった人が突然倒れ、心臓が止まった場合、直ちにAEDを使用した電気ショックや心肺蘇生を実施すれば、救命の可能性が高くなると言われています。



日本救急医療財団 AEDマーク